

物品の指名競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定に基づき本市が発注する物品の購入契約、製造契約その他の契約（工事請負契約を除く。）に係る指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の資格)

第2条 入札に参加することができる者は、次に掲げる事項を審査し、その結果をA級、B級、C級及びD級の4等級に格付けして有資格者名簿（登録業者名簿）に登録された者とする。ただし、災害等により緊急を要する場合その他市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 物品、役務等の年間平均実績高（営業実績）
- (2) 自己資本の額
- (3) 従業員数
- (4) 営業年数

(資格審査の基準日)

第3条 資格審査の基準日は、6月1日又は12月1日とする。

(資格審査の申請)

第4条 入札に参加する資格（以下「資格」という。）の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指名競争入札参加資格審査申請書兼誓約書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めた書類については、この限りでない。

- (1) 委任状
- (2) 納入実績
- (3) 登記事項証明書
- (4) 営業証明書
- (5) 身分証明書
- (6) 納税証明書
- (7) 印鑑証明書
- (8) 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）（審査基準日の直前の決算期から2期分）
- (9) 製造設備機器明細書
- (10) 許可書又は認可書

(申請書の提出期間)

第5条 申請者は、前条の申請書を次のいずれかに掲げる期間に提出しなければならない

い。

(1) 平成19年8月1日から同月末日まで及び同年の隔年ごとの同月1日から同月末日までの間

(2) 前号に規定する年の翌年の2月1日から同月末日まで及び同年8月1日から同月末日まで並びに翌々年の2月1日から同月末日までの間

(資格審査の結果の決定等)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、その結果を申請者に通知又は公開するものとする。

2 市長は、前項の規定により資格を有すると認めた者をA級、B級、C級及びD級の4等級に格付けして有資格者名簿に登録するものとする。

(資格の有効期間)

第7条 資格の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 第5条第1号の規定による期間に申請を行い、資格を有すると認められた場合
10月1日から翌々年の9月30日までの2年間

(2) 第5条第2号の規定による期間に申請を行い、資格を有すると認められた場合
資格の決定の日から前号の規定による有効期間の末日までの間

(変更届)

第8条 資格を有する者（以下「有資格者」という。）は、次のいずれかに掲げる事項に変更があったときは、直ちに指名競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地・電話番号・FAX番号・メールアドレス

(3) 代表者の役職・氏名、受任者の役職・氏名

(4) 実印・使用印

(有資格者の承継)

第9条 有資格者から、相続、合併又は営業の譲渡等により営業を承継した者は、市長の承認を得て当該有資格者から資格を承継することができる。

2 前項の規定により、市長の承認を得ようとする者は、指名競争入札参加資格承継申請書兼誓約書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めた書類については、この限りでない。

(1) 営業を承継したことを証明する書類

(2) 第4条各号に掲げる書類

3 第6条の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(辞退届)

第10条 市長は、有資格者が自らの都合により登録の辞退の申出を行った場合は、第7条に規定する有効期間の残存期間中の再度の申請は受け付けないものとする。

(資格の取消し)

第11条 市長は、次のいずれかに該当すると認められる者の資格を取り消し、その事実があった後2年間入札に参加させないことができる。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 申請書及び添付書類に虚偽の記載をし又は重要な事項について記載をしなかった者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 市長は、前項の規定により資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。